

# 第4章 施策の展開

## 基本目標 1

## 誰もがつながり、支えあえる地域づくり

### 基本施策 1-1 誰もがつながり、活躍できる場・機会づくり

#### めざす大和郡山の姿

- 市民一人ひとりが地域でのつながりや居場所※、役割などを持ち、それぞれの状況、状態に応じて地域で活動、活躍できています。

※居場所：自宅、学校、職場以外で安心でき、人とのつながりを実感できる場所、活動

#### 1) 交流の場・機会づくり、居場所づくりの推進

地域でのつながりや交流の促進と社会的孤立の解消をめざして、市民一人ひとりの状況・状態やニーズなどを踏まえ、分野別および分野横断的な交流の機会づくり、居場所づくりを重層的に展開していきます。

#### 市民が取り組むこと

- ① 隣近所や地域であいさつや声かけを行いましょう。
- ② 地域の交流の場・活動や居場所などに関心を持ち、家族や友人などを誘って参加してみましょう。
- ③ 自分が参加した交流の場・活動や居場所などを周囲の人に紹介し、広めましょう。
- ④ できる範囲で地域の交流の場・機会づくりや居場所づくり、その運営などに参加・協力しましょう。
- ⑤ 既存施設や空き家などを活用した地域の居場所づくりに理解を深め、協力しましょう。

#### 基本施策・取り組みの方向ごとの記載について

地域福祉を推進するにあたって、本章では、基本施策・取り組みの方向ごとに、市民、地域・福祉関係者、市社協、市の役割を整理しています。

|          |  |
|----------|--|
| 市民       | 大和郡山市で生活するすべての人のことで、地域に住む人とともに、市内の学校・会社に通学・通勤する人   |
| 地域・福祉関係者 | 「地域」は、地区社協、自治会、老人クラブ、子ども会など地域単位で活動する地縁型組織や民生委員・児童委員、NPO、市民活動団体、企業・事業所・商店など<br>「福祉関係者」は、福祉サービスを提供する事業者（社会福祉法人・民間企業）、福祉関係のボランティア団体、当事者組織、グループ・サークルなど福祉に関わる人・団体 |
| 市社協      | 大和郡山市社会福祉協議会   |
| 市        | 大和郡山市  |

また、市民と地域・福祉関係者の役割（できること）については、本計画策定にあたって実施した各種アンケート調査やヒアリング調査などの内容、市社協と市の役割（取り組み）については、市社協内及び庁内各課へのヒアリング等で把握・調整した取り組みを整理したものです。

## 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 地域住民が気軽に参加でき、地域と関わりを持つための「きっかけ」となるような取り組みを検討し、身近な地域で多様な出会いと交流の機会づくりを推進しましょう。
- ② 地域の居場所の目的・意義などについて理解を深め、地域の現状・課題などを踏まえた居場所づくりに取り組みましょう。
- ③ 現在取り組んでいる居場所づくり活動の継続、充実を図りましょう。
- ④ 地域の交流の場・活動や居場所に関する積極的、効果的な情報提供・発信に取り組みましょう。
- ⑤ 社会福祉法人は地域貢献事業などを通じて交流の機会づくり、居場所づくりを支援しましょう。

## 市社協が取り組むこと

- ① 地区社協による世代間交流などの活動を支援し、身近な地域での住民同士の交流を促進します。
- ② ふれあい・いきいきサロンや老人福祉センターにおける各種事業、いきいき百歳体操を通じて、高齢者を対象とした交流の機会、居場所の立ち上げや運営を推進します。
- ③ 障害者やひとり親家庭などが地域において交流できる機会づくり、居場所づくりを推進します。
- ④ こども食堂など新たな地域の居場所の立ち上げや運営を支援します。

## 市が取り組むこと

- ① 子育て世代の交流や親子のふれあい、子どもを中心とした多世代交流・地域住民との交流などを促進します。
- ② 高齢者の社会参加や生きがいづくり、介護予防などにつながる取り組みを充実します。
- ③ 障害者の社会参加や地域での交流、居場所づくりなどにつながる取り組みを充実します。
- ④ 生涯学習やスポーツ、健康づくり、食育、防災、多文化共生、環境、産業・観光など様々な分野において、地域での交流、つながりづくりを推進します。
- ⑤ 地域で活動する組織・団体、社会福祉法人、企業・事業者等をはじめとする多様な主体による地域における交流の機会づくり、居場所づくりに関する活動等を支援します。
- ⑥ 介護予防に向けた住民主体の集いの場、認知症カフェ、在住外国人の交流の場、こども食堂など、様々な分野での居場所づくりと運営を支援します。
- ⑦ 各分野の交流の場、居場所などの既存資源を整理するとともに、分野や対象者にとらわれることなく、誰もが参加でき、社会的孤立の解消や気づきの機会となる居場所づくりを推進します。
- ⑧ 学校や公民館、社会教育施設等などの既存施設、空き家などについて、居場所や活動拠点としての有効活用、利用促進を図ります。《コラム 1-1-1 参照》

### コラム 1-1-1 公民連携による空き家の利活用

空き家や使われなくなった店舗など、今ある資産を活用し、再生（リノベーション）して、まちを元気にする手法として、民間が主導で新しい使い方・事業に取り組み、行政がそれをサポートするという公民連携の取り組みを進め、今ある資産をリノベーションすることによってエリアの価値を高めることをめざしています。

本市では、公民連携による空き家の利活用などの取り組みを通じて、地域のにぎわいづくりや交流、居場所づくりなどが展開されています。



レンタルスペース「ワタマチテラス」

## 2) 多様な社会参加、活躍の促進

誰もが地域で自分らしく暮らしていくため、市民一人ひとりの状況・状態、ニーズなどを踏まえ、多様な社会参加、地域での活躍、挑戦などを支援する取り組みを福祉分野に限定せず分野横断的に展開します。

### 市民が取り組むこと

- ① 既存の地域活動や福祉活動、ボランティア活動、まちづくりなどに関心を持ちましょう。
- ② 地域や福祉の担い手・リーダーの活動状況や抱える課題・問題などに関心を持ち、一人ひとりができる範囲で活動に協力しましょう。
- ③ 自分の興味・関心に合致するような地域活動や福祉活動、ボランティア活動などがあれば、気軽に参加してみましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 既存の活動などを振り返り、新たな仲間が参加・参画しやすい環境・仕組みづくりに取り組みましょう。
- ② 既存の活動などを通じて、地域や福祉の担い手の発掘・育成に取り組みましょう。
- ③ 市社協・市などの人材発掘・育成に関する取り組みと連携し、新たな人材の受け皿として協力しましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ① 地区社協モデル事業などを通じて、新たな人材が地区社協の運営、活動などに参加・参画しやすい環境・仕組みづくりを支援するとともに、地区社協活動をはじめとする地域活動への参加・参画を促進します。
- ② ボランティアに関する情報提供・相談支援や、各種講座・講習会を通じて、新たなボランティアの発掘・育成に取り組みます。
- ③ 福祉分野を中心に市民が支援者となる仕組み（こころのサポーター、手話奉仕員など）を充実します。
- ④ 地区社協や行政、学校などと連携し、学生や若い世代をはじめ、地域に関心がある層、元気なシニア層などが、地域活動に参加・参画し、活躍ができるような仕組みの検討、構築、運用などに取り組みます。

### 市が取り組むこと

- ① 高齢者や障害者、子どもなどの福祉分野はもとより、生涯学習やスポーツ、健康づくり、食育、防災、多文化共生、環境、産業・観光など様々な分野において、関連する活動やボランティア等への市民の参加・参画の促進に取り組みます。
- ② 福祉分野を中心に市民が支援者となる仕組み（認知症サポーター、ファミリーサポートセンターなど）を充実します。
- ③ 市民が主体的にまちづくりや地域課題の解決に関する活動に参加・参画するための仕組みを通じて、公益的な活動の立ち上げや運営支援に取り組みます。
- ④ 学生や若い世代をはじめ、地域に関心がある層、元気なシニア層などが、地域活動に参加・参画したり、地域で活躍ができるような仕組みの検討、構築、運用などに取り組みます。
- ⑤ 社会参加につながる多様な働く場・機会づくりに取り組みます。

## 基本施策1-2 市民主体の多様な活動の活性化

### めざす大和郡山の姿

- 地域活動などの担い手の活動に対する負担感が軽減され、市民主体の多様な地域活動・福祉活動などが活性化しています。

### 1) 地縁型組織の活動の活性化

地域活動や地域での課題解決の基盤となる地区社協、自治会、老人クラブ、子ども会などの地縁型組織の活動を支援します。

#### 市民が取り組むこと

- ① 地区社協や自治会、老人クラブ、子ども会などの地縁型組織の活動に関心を持ち、できる範囲で参加しましょう。
- ② 地域や福祉の担い手・リーダーの活動状況や抱える課題・問題などに関心を持ち、できる範囲で活動に協力しましょう。
- ③ 既に地縁型組織の活動に参加している人は、活動内容とともに活動の楽しさやそのやりがいなどを周囲の人に伝えましょう。

#### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 地縁型組織では、担い手・リーダーが抱える課題・問題点などを把握・共有するとともに、解決に向けた検討や仕組みづくりなどに取り組ましましょう。
- ② 地縁型組織では、市社協や市などが推進する担い手の交流やスキルアップに向けた活動を積極的に活用しましょう。
- ③ 地縁型組織では、既存の活動を多くの地域住民に知ってもらい、関心を持ち、参加・協力してもらえるよう、積極的かつ効果的な情報提供・発信とともに、活動しやすい環境づくりに取り組みましょう。
- ④ 地縁型組織では、テーマ型組織や企業・事業所等、会員以外の個人など多様な主体とつながり、連携することで活動の活性化を図りましょう。

#### 市社協が取り組むこと

- ① 地区社協が取り組む各種事業や地域福祉活動を支援します。
- ② 生活支援コーディネーターを中心に、地域活動の担い手が活動しやすいよう環境を整備し、地域での支えあい、助けあいを活性化し、市民の困りごとを解決する活動を支援します。

#### 市が取り組むこと

- ① 地縁型組織と連携し、住民の組織離れを食い止め、活動への参加・参画を促進します。
- ② 地縁型組織が活動しやすいよう支援に取り組めます。また、担い手間及び組織・団体間が活動に関する情報交換・共有を進め、相互の交流を促進することができる場・機会を提供します。
- ③ 地縁型組織の担い手を対象とした研修会等を実施します。

## 2) 民生委員・児童委員の活動の活性化

地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員による多様な活動を支援します。

### 市民が取り組むこと

- ① 民生委員・児童委員の活動とともに、自分の地域の民生委員・児童委員を知りましょう。
- ② 民生委員・児童委員の役割や活動内容、抱える課題・問題などに関心を持ち、一人ひとりができる範囲で活動に協力しましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 民生委員・児童委員は、市社協や市などが推進する交流やスキルアップに向けた活動を積極的に活用しましょう。
- ② 民生委員・児童委員は、地縁型組織やテーマ型組織、企業・事業所等、会員以外の個人など多様な主体とつながり、連携することで活動の活性化を図りましょう。
- ③ 地域・福祉関係者は、民生委員・児童委員の役割や活動内容等を理解し、できる範囲で活動に協力しましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ① 生活支援コーディネーターを中心に、民生委員・児童委員が活動しやすく、地域での支えあい、助けあいを活性化し、市民の困りごとを解決する活動を支援します。

### 市が取り組むこと

- ① 民生委員・児童委員が活動に必要な知識や情報等を得られるよう、研修や情報提供の充実を図ります。
- ② 民生委員・児童委員の役割・活動内容の周知・啓発とともに、民生委員・児童委員と関係団体・組織等との連携の促進、活動への負担感の軽減など、活動しやすい環境づくりに取り組みます。

### 3) テーマ型組織等の活動の活性化

ボランティア団体やNPO、市民活動団体などのテーマ型組織の活動、企業・事業所等や様々な組織・団体による地域課題などの解決に向けた活動を支援します。

#### 市民が取り組むこと

- ① 既存の地域活動や福祉活動、ボランティア活動、まちづくりなどに関心を持ちましょう。
- ② 自分の興味・関心に合致するような地域活動や福祉活動、ボランティア活動などがあれば、気軽に参加しましょう。

#### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① テーマ型組織等では、担い手・リーダーが抱える課題・問題点などを把握・共有するとともに、解決に向けた検討や仕組みづくりなどに取り組ましましょう。
- ② テーマ型組織等では、市社協や市などが推進する担い手の交流やスキルアップに向けた活動を積極的に活用しましょう。
- ③ テーマ型組織等では、既存の活動を多くの地域住民に知ってもらい、関心を持ち、参加・協力してもらえるよう、積極的かつ効果的な情報提供・発信とともに、活動しやすい環境づくりに取り組ましましょう。
- ④ テーマ型組織等では、地縁型組織や企業・事業所等、会員以外の個人など多様な主体とつながり、連携することで活動の活性化を図りましょう。
- ⑤ 社会福祉法人による地域貢献事業や地域課題の解決に向けた活動に取り組ましましょう。

#### 市社協が取り組むこと

- ① ボランティアセンターの運営やボランティア活動者を対象とした講座等の推進などを通じて、既存のボランティア（個人・団体）が活動しやすい環境づくりに取り組めます。
- ② 障害者や認知症の人、介護者・介助者、ひきこもりなどに関する当事者団体・組織の情報交換、交流、課題解決に向けた取り組みなどの主体的な活動を支援します。
- ③ 新たなボランティア団体などの立ち上げ・運営を支援します。

#### 市が取り組むこと

- ① 高齢者や障害者、子どもなどの福祉分野はもとより、生涯学習やスポーツ、健康づくり、食育、防災、多文化共生、環境、産業・観光など様々な分野において、関連するボランティア活動を支援・促進します。
- ② 市民が主体的にまちづくりや地域課題の解決に関する活動に参加・参画するための仕組みを通じて、公益的な活動の立ち上げや運営支援に取り組めます。
- ③ 障害者や認知症の人、介護者・介助者、ひきこもりなどに関する当事者団体・組織の情報交換、交流、課題解決に向けた取り組みなどの主体的な活動を支援します。
- ④ 社会福祉法人による地域貢献事業や地域課題の解決に向けた活動等を支援、促進します。
- ⑤ 企業・事業所等による地域貢献活動を支援、促進します。

## 基本施策 1 - 3 地域の課題解決力の向上【重点施策】

### めざす大和郡山の姿

- 地域住民や専門職などをはじめとする多様な主体が、連携・協働して、地域課題を共有し、その解決に取り組んでいます。

地域の課題解決力の向上に向けて、地区社協を中心に、多様な主体が地域の現状・課題などを把握・共有、解決策を協議し、地域主体で解決に向けた取り組みを進める「地区社協 大和郡山モデル」を実践・拡充します。

また、地区社協をプラットフォームとして、地域住民と専門職、地縁型組織とテーマ型組織など多様な主体間の有機的なつながりづくりに取り組みます。

### 市民が取り組むこと

- ① 一人ひとりができる範囲で、地域の現状・課題などを把握・共有するとともに、その解決策を協議していくための場に参加しましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 地区社協を中心とした課題解決サイクル「大和郡山モデル」を実践し、地域の課題解決力の向上に取り組みましょう。《コラム 1-3-1 参照》
- ② 地区社協では、組織運営体制の改善とともに、多様な個人・団体等が参加・参画しやすい環境づくりに取り組みましょう。
- ③ 他組織・団体などの活動目的や役割、できることなどについて相互理解を深めましょう。
- ④ 地域だけで課題解決が難しい場合など、ケースに応じて、専門職・専門機関はもとよりテーマ型組織（NPO、ボランティア、市民活動団体等）、事業者、地域外の主体などとの連携・協働を図りましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ① 地区社協を中心とした「大和郡山モデル」の実践を通じた地域課題の解決に向けた取り組みを支援します。《コラム 1-3-1 参照》
- ② 地区社協の組織運営体制の改善、多様な個人・団体等が参加・参画しやすい環境づくりを支援します。
- ③ 生活支援体制整備事業の第1層協議体（支えあいネットワーク会議）などを通じて、地区社協圏域での取り組みの横展開、地区社協間や多様な主体との連携・協働の促進に取り組み、「大和郡山モデル」の拡大とさらなる課題解決力の向上につなげます。

### 市が取り組むこと

- ① 地域ケア会議や地域自立支援協議会、地区担当者会議などの既存協議体を活用し、専門職との連携を強化します。《コラム 1-3-2・1-3-3 参照》
- ② 地域だけでは、また、福祉分野だけでは解決が難しい地域課題などに対応していくため、既存の活動主体と、テーマ型組織（NPO、ボランティア、市民活動団体等）や企業・事業所、地域外の主体などとの連携・協働をコーディネートする機能の構築・強化を図ります。

### コラム 1-3-1 「大和郡山モデル」の実践を通じた地域課題の解決に向けた取り組み

地区社協を中心とした地域の課題解決サイクル「大和郡山モデル」に沿って、地域の特性に応じた地域づくりを推進しています。各地区社協ではモデル事業を通じて地区懇談会を開催し、そこで挙げた地域課題やニーズ等について協議する場を設置するとともに、具体的な実践に向けて話しあいが行われました。

そして、高齢者移動支援事業として、矢田地区では令和3年（2021年）8月から「矢田おでかけG0」、筒井地区では令和5年（2023年）10月から「はつらつじゅんけい号」が運行されています。

また、治道地区では「はるみち・わかもの会議」が開催され、若い世代（30～40歳代）が地域活動に参画するきっかけとなっており、若い世代が地域の魅力や良さを発信するイベント開催に向けて取り組んでいます。



矢田おでかけG0（矢田地区）



はつらつじゅんけい号（筒井地区）

### コラム 1-3-2 地域ケア会議

地域の人が生活する上で抱える問題を、当事者やケアマネジャー、介護サービス事業者やリハビリ・医療などの専門職、地域の民生委員などが集まって話しあい、解決策を検討する会議です。本市ではこの地域ケア会議を目的・機能に分けて3層の会議で構成しています。

- 第一層地域ケア会議…個別のケースから生じている問題から高齢者の実態や地域の実情などを関係者で情報共有し、解決策を検討します。
- 第二層地域ケア会議…第一層で抽出された地域課題を専門職（医療、介護、保健）で話しあい、必要な社会資源や地域づくりの開発及びネットワークの構築などを検討します。
- 第三層地域ケア会議…第二層で解決されなかった地域課題を行政レベルで検討し、介護保険事業計画・社会基盤整備などの行政計画への位置づけを図ります。

### コラム 1-3-3 地域包括支援センター圏域で行う地区担当者会議

高齢者や障害者、子ども等が抱える生活上の困難や複合的な課題等を解決するために主として地域を担当する相談支援機関等の職員が地域課題の共有や、取り組みの検討を行っています。また、地域で開催するまつりや講演会を通じて健康づくりや介護予防の啓発を行う等、地域の実情に応じた活動を行っています。

地区担当者会議の主なメンバーは、地域包括支援センター、保健センター、市社協の生活支援コーディネーターで、必要に応じて障害者指定相談支援事業所をはじめ、生活困窮や子ども関連部署職員も参加しています。

事例：地域包括支援センター・保健センター・薬剤師会が地域のまつりに参加し、健康相談等を行いました。（右写真）



## 基本施策1－4 地域の防災力・防犯力の向上

### めざす大和郡山の姿

- 地域で安全に安心して暮らすことができるように、災害時・緊急時に地域で対応できる体制、地域での防犯体制が整備されています。

### 1) 地域の防災力、災害対応力の向上

災害時・緊急時に地域で対応できる体制の構築、強化をめざし、自主防災組織の活性化等による地域の防災力の向上、多様な主体との連携による災害対応力の向上に取り組みます。

#### 市民が取り組むこと

- ① 普段から家族で防災の話をするなど、防災意識を高めましょう。また、避難経路や避難場所など防災に関する情報等に注意を払いましょう。
- ② 地域で実施される防災訓練等に、家族や友人などを誘って積極的に参加してみましょう。
- ③ 災害時に助けあえるよう、支援が必要な人が身近にいないかを日頃から気をつけ、隣近所や地域であいさつや声かけを行うとともに、「災害時ケアプラン」の作成に当たっては、支援者探しに協力し、また、自らの避難を考える「マイ個別避難計画」の作成を進めましょう。

#### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 災害時に地域で助けあえるよう、隣近所や地域であいさつや声かけを促進しましょう。
- ② 地域で自主防災組織づくりを推進しましょう。
- ③ 地域で防災訓練を実施するとともに、交流の機会づくりなど様々な活動とタイアップするなどして、地域住民が参加しやすい防災活動等に取り組ましましょう。
- ④ 市と連携し、災害時に支援が必要な人の把握を進め、災害時避難行動要支援者名簿への登録を促進するとともに、「災害時ケアプラン」の作成を通じて、地域における避難支援体制の構築・強化に取り組み、要支援者の日常生活の福祉向上にも活かしましょう。

#### 市社協が取り組むこと

- ① 災害時に職員が迅速かつ効果的に実践できるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づいて模擬訓練等を行うとともに、マニュアルの見直しを推進します。
- ② 関係団体との模擬訓練や研修を通じて、災害時の連携体制を構築し、実際に活動できる災害ボランティアの養成を行います。
- ③ 災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援について検討するための社会福祉施設等とのネットワーク体制を構築・強化します。
- ④ 避難行動要支援者のうち、単独での避難が困難な重度な方を対象として「災害時ケアプラン」の作成に向けて、要支援者と地域の支援者とのつなぎ役として協力し、国の示す防災と福祉の連携に努めます。

#### 市が取り組むこと

- ① 防災マップや防災出前講座等を活用し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- ② 自主防災組織の結成を促進し、継続的な支援に取り組むとともに、平常時からの見守り体制の整備を促進し、地域の防災力の向上を図ります。
- ③ 自主防災組織等と連携し、災害時避難行動要支援者名簿への登録を促進するとともに「災害時ケアプラン」「マイ個別避難計画」の作成に取り組み、地域との連携による避難支援体制を構築・強化します。
- ④ 要支援者に配慮した避難所の確保と適切な運営に取り組めます。

## 2) 防犯対策等の推進

地域の防犯力の向上を図るとともに、防犯灯などのハード面を整備することで、ソフトとハードの両面で防犯対策等を推進します。

### 市民が取り組むこと

- ① 犯罪・消費者被害に関する情報等に注意を払い、防犯・消費者被害防止に関する知識と技術を身につけましょう。
- ② 防犯・消費者被害防止に向けて、支援が必要な人が身近にいないかを日頃から気をつけ、隣近所や地域であいさつや声かけを行いましょう。
- ③ できる範囲から、地域での声かけ見守り活動、「子ども 110 番の家」の設置など、地域での防犯活動に参加・協力しましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 地域で防犯パトロールや子どもの登下校の見守り、交通安全に関する活動に取り組み、地域の防犯力の向上を図りましょう。
- ② 地域の様々な活動の場・機会を活用し、防犯・消費者被害防止に向けた意識づくりや情報提供、学習機会の提供などに取り組みましょう。
- ③ 地域の状況を踏まえ、LED 防犯灯や防犯カメラの設置などハード面での防犯に取り組みましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ① 地区社協における地域での防犯パトロールや子どもの登下校の見守り、交通安全に関する活動などへの支援、消費者被害等に関する研修などを通じて、防犯対策を支援します。

### 市が取り組むこと

- ① 地域団体や警察などと連携を図り、青色防犯パトロールなどの地域における防犯パトロールや多様な見守り活動を推進するとともに、子どもの緊急避難場所である「子ども 110 番の家」の拡大に取り組みます。
- ② 大和郡山市安全メールなどを活用した防犯に関する情報発信を行います。
- ③ 振り込め詐欺や悪質商法などの被害防止に向けて、自治会や警察などの関係機関との連携を図り、消費者被害防止に向けた啓発・広報活動、具体的な対策などに取り組みます。
- ④ LED 防犯灯や防犯カメラの設置を推進し、地域における防犯体制の強化を図ります。

## 基本施策 2-1 課題を抱えた人・世帯に気づき、支援につなげる体制の強化

## めざす大和郡山の姿

- 課題・不安を抱える人や支援が必要な人が、地域で孤立することなく、必要な相談・支援につながっています。

地域での見守り体制の充実、交流の場や居場所などの活用、専門機関・専門職等によるアウトリーチ（自ら支援を求めることが難しい人に対し、情報や支援を積極的に届けていくこと・取り組み）などを通じて、地域での「気づき」の機能を強化します。また、気づきを支援につなげるために、身近な相談機能の充実を図るとともに、地域の担い手と専門機関・専門職等の相互理解と連携を促進します。

## 市民が取り組むこと

- ① 地域で支援が必要な人が増加していることを理解し、隣近所同士で気かけあいましょう。
- ② 地域で支援が必要な人に気づいた場合は、民生委員・児童委員や地区社協関係者、専門機関、市等に連絡・相談しましょう。
- ③ 一人ひとりができる範囲で、地域での見守り活動などに参加・協力しましょう。

## 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 声かけや見守り活動を通じて、支援が必要な人の把握に取り組みましょう。
- ② 地域での交流の場・機会や居場所などを活用し、支援が必要な人の把握や相談支援に取り組みましょう。
- ③ 制度の狭間や複合的な課題、生活困窮や引きこもり、再犯防止に関する取り組みなど、様々な課題やその対応策について理解・認識を深め、それぞれの活動に活かしましょう。
- ④ 専門機関・専門職等の役割、活動内容などについて理解・認識を深め、必要に応じて、専門機関・専門職等に連絡・相談し、身近な「気づき」を必要な支援にしっかりとつなぎましょう。
- ⑤ 専門機関・専門職は、地域の多様な主体と連携し、支援が必要な人を発見し、適切な相談・支援につなぐためのアウトリーチに取り組みましょう。

## 市社協が取り組むこと

- ① 地域の特性・状況等に応じて、地域住民をはじめ事業所・商店など地域の様々な社会資源と連携した見守り体制を構築・運用します。
- ② 民生委員・児童委員や地区社協と連携し、ひとり暮らし高齢者世帯などを対象に、定期的な見守り活動や緊急時に対応できるネットワークの構築に取り組みます。
- ③ 身近な地域の「気づき」を必要な支援につなげていくため、地域課題などを話しあう協議体を設置し、地区社協を中心に、市民、専門機関、社会福祉法人などと連携しながら、生活支援体制の充実を図り、支えあいの仕組みづくりに取り組みます。

## 市が取り組むこと

- ① 地域の多様な主体による見守り活動や支援が必要な人を把握するための取り組みを促進、支援します。
- ② 地域自立支援協議会による「サポートネットつなぐ（障害福祉まちかど相談）」をはじめ、地域包括支援センターによる高齢者を支える地域ネットワーク、認知症高齢者等SOSネットワーク、要保護児童対策地域協議会などを通じて、対象者毎に関係機関等と連携した地域での見守りネットワークの構築・強化に取り組みます。《コラム2-1-1 参照》
- ③ 地域ケア会議や地域自立支援協議会、地区担当者会議などの既存協議体の活用を通じて、地域の担い手と専門機関・専門職の相互理解や連携・協働につなげます。
- ④ 地域の担い手をはじめ地域住民が、身近な「気づき」を必要な支援につなぐことができるよう地域の身近な場所に相談機関を設置します。

### コラム2-1-1 サポートネットつなぐ（障害福祉まちかど相談）の展開

「サポートネットつなぐ（障害福祉まちかど相談）」は、大和郡山市と大和郡山市地域自立支援協議会が主体となってスタートしました。

どこに相談していいかわからないまま孤立せず、気軽に相談し、困りごとを解決していける仕組みをつくるのが目的です。

つなぐステッカーが貼ってある施設に、相談者が困りごとを相談すると、適切な機関へつないでもらえるシステムです。（地域生活支援拠点等整備事業※の一環）



※ 地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことです。なお、居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

厚生労働省では、障害福祉計画の基本指針に位置づけて整備を進める方針を示しており、各市町村や圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築をめざしています。

めざす大和郡山の姿

- 課題・不安を抱える人や支援が必要な人が、適切な支援を受けることができます。
- 複合的な課題を抱える人・世帯が、分野や対象者などに関係なく、包括的な支援を受けることができます。

1) 各分野での相談支援機能の強化

課題・不安を抱える人・世帯にしっかりと寄り添い、切れ目のない支援を展開していくためにも、あらゆる分野において相談支援機能を強化します。

市民が取り組むこと

- ① 各分野での相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深めましょう。

地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 各分野での相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深め、必要に応じて、連携を図りましょう。
- ② 市や市社協、関係機関による各分野の相談支援機能の強化に向けた取り組みに協力しましょう。

市社協が取り組むこと

- ① 市社協が実施する生活福祉資金貸付事業や児童発達支援事業などをはじめ各種事業において、対象者の状況を踏まえた相談支援機能の強化を図ります。

市が取り組むこと

- ① 地域包括支援センターの相談支援機能の強化とともに、地域ケア会議を通じた地域づくりに取り組み、高齢者に関する相談支援機能の充実を図ります。
- ② 障害者相談支援センターを中心に関係機関等が連携を図るとともに、地域自立支援協議会による「サポートネットつなぐ（障害福祉まちかど相談）」の拡充などを通じて、障害者に関する相談支援体制の充実を図ります。
- ③ 子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を中心に、福祉、保健、教育分野の連携を図り、子育て等に関する切れ目のない相談支援に取り組めます。
- ④ 子どもの貧困対策やヤングケアラーに関する相談支援機能の充実を図ります。《コラム 2-2-1 参照》
- ⑤ 生活困窮者や困難な状況にある若者を対象とした相談支援機能の充実を図ります。
- ⑥ ひきこもり等に関する相談支援機能の充実を図ります。
- ⑦ 在住外国人を対象とした相談支援機能の充実を図ります。
- ⑧ L G B T Qの方を対象とした相談支援機能の充実を図ります。

- ⑨ 高齢者や障害者、子どもへの虐待、配偶者・パートナーからの暴力（DV）などあらゆる暴力の防止及び早期発見・対応に向けて、虐待等に関する市民の正しい理解・認識を促進するとともに、関係機関との連携による相談支援体制の充実などを図ります。
- ⑩ 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」をめざし、ひとりで悩みを抱え込まずに相談でき、支援を受けられるよう、相談窓口や専門機関の情報提供、地域のネットワークの強化を図ります。
- ⑪ 保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会などの更生保護関係者や関係機関等との連携を通じて、再犯防止に向けた取り組みを推進します。（詳細については、「大和郡山市再犯防止計画」を参照ください。）

### コラム 2-2-1 ヤングケアラーとその支援について

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どもとされており、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことが、学校生活や社会生活等に影響が生じることが懸念されています。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

※こども家庭庁 HP「ヤングケアラーについて」より

本市では、令和 5 年（2023 年）6 月 1 日より、「大和郡山市子育て世帯訪問支援事業※」を実施し、ヤングケアラーの実態把握や支援に取り組んでいます。

※ 大和郡山市子育て世帯訪問支援事業とは、支援が必要であるにもかかわらず、今までの制度では対象とならない、制度の狭間にある方を支援するための事業です。

#### 【支援対象】

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭

#### 【支援内容】

- ・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ・育児支援（保育所等の送迎支援）

## 2) 複合化、複雑化した課題に対応できる分野横断型の相談支援体制の構築・強化

分野別の支援では対応が困難な複合化、複雑化した課題に対応するため、分野・対象者にとらわれることなく、包括的な相談支援体制の構築・強化に取り組みます。

### 市民が取り組むこと

- ① 制度の狭間や複合化、複雑化した課題に対応する分野横断型の相談支援体制への理解・認識を深めましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 分野横断型の相談支援体制への理解・認識を深め、必要に応じて地区担当者会議などを活用して連携を図り、分野横断型の支援に取り組みましょう。
- ② 市や市社協による分野横断型の連携体制の構築・強化に向けた取り組みに協力しましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ① 地区担当者会議などを通じて、多分野の専門機関・専門職との連携を図り、分野横断型の支援に取り組みます。

### 市が取り組むこと

- ① 地域ケア会議やにも包括ワーキングチーム、地区担当者会議などを通じて、多分野の専門機関・専門職との連携を図り、分野横断型の支援に取り組みます。《コラム 2-2-2 参照》
- ② 重層的支援体制整備事業を通じて、複合化、複雑化した課題に対応できる包括的な相談支援体制の構築をめざします。

#### コラム 2-2-2 にも包括ワーキングチーム

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」通称「にも包括」は、精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助けあい、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことであり、地域共生社会の実現に向けて欠かせないものとされています。

本市では、にも包括の構築に向け、地域自立支援協議会において「にも包括ワーキングチーム」を立ち上げ、精神障害者がより良い生活を送るために解決すべき地域課題などを踏まえ、支援者向けの勉強会、市民への啓発活動、支援者相談会（支援者を孤立させない、支援者のための相談会）に取り組んでいます。

なお、にも包括ワーキングチームの構成メンバーは、障害福祉課、保健センター、市社協、障害者相談支援センター、訪問看護事業所、精神科医療機関、保健所などです。

### 3) 権利擁護支援体制の構築・強化

誰もが安心して、その人らしく地域で暮らしていくことができるよう、成年後見制度の利用促進とともに、権利擁護に関する相談支援体制の構築・強化に取り組みます。

#### 市民が取り組むこと

- ① 権利擁護の支援に関する必要性・重要性とともに、権利擁護に関する制度・事業、相談機能についての理解・認識を深め、必要に応じて利用しましょう。
- ② 身近で、権利擁護の支援が必要なケースに気づいた場合は、成年後見支援センターや民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障害者相談支援センターなどに連絡・相談しましょう。

#### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 権利擁護に関する制度・事業、相談機能についての理解・認識を深め、それぞれの活動に活かしましょう。
- ② 地域における活動などで、権利擁護の支援が必要なケースがあった場合は、成年後見支援センターや地域包括支援センター、障害者相談支援センターなどの専門機関に連絡・相談するなどして、権利擁護に関する相談・支援機能につなぎましょう。

#### 市社協が取り組むこと

- ① 認知症の人や、知的・精神障害者など、判断能力が不十分なため日常生活を営むのに支障がある人が、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスに関する情報提供や、日常的な金銭管理の支援などに取り組む日常生活自立支援事業を推進します。
- ② 地域住民に向けて権利擁護機能の普及・啓発を図り、権利擁護の担い手となる生活支援員の養成などの体制づくりを推進します。

#### 市が取り組むこと

- ① 成年後見支援センターを中心に権利擁護や成年後見制度に関する機能の整備・強化に取り組みます。(詳細については、「大和郡山市成年後見制度利用促進計画」を参照ください。)
- ② 地域住民に向けて権利擁護機能の普及・啓発を図ります。

## 基本施策 3-1 地域や福祉などへの意識づくり

## めざす大和郡山の姿

- 市民一人ひとりが自分や家族が暮らす地域をはじめ、福祉や人権などに関心を持ち、自分や家族などに関連することととらえています。

## 1) 地域、福祉などへの関心の醸成

地域や福祉などを自分や家族などに関連することとしてとらえることができるよう、自分や家族が暮らす地域に関心、愛着を持ち、地域や福祉について考える機会づくりや情報提供・発信、意識づくりに取り組みます。

## 市民が取り組むこと

- ① 隣近所や地域であいさつや声かけを行いましょう。
- ② 中高年者は地域に伝わる歴史、伝統文化などを次の世代に伝えましょう。また、若年者は、自分の暮らす地域の歴史、伝統文化などに関心を持ちましょう。
- ③ 市や地域のイベント、行事、活動などに興味・関心を持ち、家族や友人などを誘って参加してみましょう。

## 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 隣近所や地域であいさつや声かけを促進しましょう。
- ② 市民が地域に関心・愛着が持てるようなイベント、行事、活動を検討し実施しましょう。また、それらの活動等を市民に知ってもらうためにも、積極的かつ効果的なPRに努めましょう。

## 市社協が取り組むこと

- ① 地区社協による身近な地域でのイベント、行事などを支援し、地域への関心・愛着を育てます。
- ② ボランティア講座やボランティアフェスタ、社会福祉大会、地域支えあい市民フォーラムなど様々な機会を活用し、福祉に関する意識づくりを推進します。
- ③ 社協だよりやホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、様々な世代を対象に福祉に関する情報発信や意識づくりを推進します。

## 市が取り組むこと

- ① 多くの市民が大和郡山市や地域について知り、関心・愛着を持てるようなイベント、行事などを開催します。
- ② 高齢者や障害者、子どもなどの福祉分野はもとより、生涯学習やスポーツ、健康づくり、食育、防災、多文化共生、環境、産業・観光など様々な分野において、市民の交流促進をはじめ地域や福祉などへの意識づくりにつながる取り組みを推進します。
- ③ 様々な広報活動などを通じて、地域や福祉などに関する情報提供・発信を行います。

- ④ 様々な機会を通じて、合理的配慮への理解を深めるための周知・啓発を行うとともに、合理的配慮の提供を促進します。《コラム 3-1-1 参照》

#### コラム 3-1-1 合理的配慮の提供

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話しあい、理解を得るように努めることが大切です。

なお、令和6年（2024年）4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者<sup>\*</sup>による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。（※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。）

##### 【合理的配慮の具体的な例】

- 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行う。
- 障害のある人から、「自分で書き込むのが難しいので、代わりに書いて欲しい」と伝えられた時、代わりに書くことが問題ない書類の場合、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、わかりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う。
- 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う。

## 2) 福祉教育・学習の推進

市民一人ひとりが福祉や人権などに対する正しい知識、認識を持ち、福祉や人権などを自分や家族などに関連することとしてとらえることができるよう、次世代を担う子ども、若者を中心に、ライフステージに応じた福祉教育・学習を推進します。

### 市民が取り組むこと

- ① 地域や福祉、人権に関する学習会・研修会に積極的に参加し、地域や福祉、人権に関する知識・認識を高めましょう。
- ② 年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わりなく、様々な人々と交流できる場・機会に積極的に参加しましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 福祉教育・学習や人権教育の活動に参加・協力するとともに、地域福祉の担い手・福祉関係者として福祉や人権を正しく理解し、活動に活かしましょう。
- ② 市や市社協等と連携しながら既存の地域活動やイベント、行事などを活用し、福祉教育・学習や人権教育を推進しましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ① 幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校、高校や地域等における福祉教育・学習について、講師・ボランティアの派遣などを通じて多面的に支援します。
- ② 次世代を担う子どもや学生・若者を対象とした福祉教育の機会づくりに取り組みます。
- ③ ボランティアや高齢者教養大学、福祉の出前講座等を通じて、福祉教育・学習や人権教育を推進します。

### 市が取り組むこと

- ① 幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校において福祉体験やボランティア体験、当事者との交流などを取り入れた福祉教育を推進・拡充します。
- ② 市民の人権に対する理解・認識を深めるための人権教育・啓発を推進します。
- ③ 身近な地域での福祉や人権などに関する学習機会を提供するとともに、情報提供・発信を行います。
- ④ 市内全小中学校にコミュニティスクール（学校運営協議会）を設置し、地域と学校が一体となって学校運営や学校教育活動の充実、さらには学校・家庭・地域の教育力の向上をめざし、「地域の中にある」特色ある学校づくりを推進します。《コラム 3-1-2 参照》

### コラム 3-1-2 コミュニティスクール

コミュニティスクール（学校運営協議会）は、学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティスクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

本市では、令和4年度（2022年度）に平和小学校に学校運営協議会を設置し、地域住民と学校が協働で農業体験や書道学習（寺子屋）を行うなど、様々な活動を行っています。

令和5年度（2023年度）には、郡山東中学校区（郡山東中学校、平和小学校、治道小学校）と市内全小学校に学校運営協議会を設置し、令和6年度（2024年度）には、市内全小中学校（16校）に学校運営協議会を設置する予定で、「地域の中にある」特色ある学校づくりに取り組んでいきます。



書道学習（寺子屋）の様子



農業体験の様子



クラブ活動支援の様子



語り部童話会の様子

めざす大和郡山の姿

- 地域活動の担い手や地域福祉に関する専門職などの地域福祉の推進を支える人が、動きやすく働きやすい環境が整備されるとともに、人材が育ち、活躍しています。

1) 地域活動などの担い手への支援、新たな担い手の発掘・育成

地縁型組織や民生委員・児童委員、テーマ型組織などの地域活動の担い手が活動・活躍しやすい環境づくりに取り組みます。また、市民一人ひとりの地域での活躍、挑戦などを支援する取り組みを通じて、地域活動を担う多様な人材の発掘、育成に取り組みます。

■地域活動の担い手が活動・活躍しやすい環境づくり

基本施策1-2 市民主体の多様な活動の活性化

- 1) 地縁型組織の活動の活性化【再掲】
- 2) 民生委員・児童委員の活動の活性化【再掲】
- 3) テーマ型組織等の活動の活性化【再掲】

■地域活動を担う多様な人材の発掘、育成

基本施策1-1 誰もがつながり、活躍できる場・機会づくり

- 2) 多様な社会参加、活躍の促進【再掲】

## 2) 地域福祉に関する専門職への支援、人材の育成・確保

福祉専門職の負担感の軽減をはじめ、多職種間での相互理解や顔の見える関係づくりなどを通じて、活動・活躍しやすい環境づくりに取り組みます。また、関係機関や事業所等と連携し、福祉専門職の育成・確保に向けた取り組みを支援します。

### 市民が取り組むこと

- ① 福祉等に関する仕事をはじめ福祉専門職の業務内容や役割などを知り、理解しましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 地域の多様な主体は、福祉専門職の業務内容や役割、できることなどについて相互理解を深め、顔の見える関係づくりに取り組みましょう。
- ② 福祉専門職は、他機関・他分野の専門職の業務内容や役割、できることなどについて相互理解を深め、顔の見える関係づくりや多職種連携に取り組みましょう。
- ③ 市や市社協、関係機関などが実施する専門職を支援する取り組みを活用しましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ① 福祉教育等を通じて、多くの市民が福祉に関する仕事などに興味・関心を持つ機会づくりに取り組みます。
- ② 地区担当者会議や生活支援体制整備事業の第1層協議体（支えあいネットワーク会議）などの様々な機会を活用し、多分野の専門職の相互理解や顔の見える関係づくりを支援します。
- ③ 専門職が孤立せず互いに支えあえる体制づくりのため、権利擁護支援に関するチーム支援会議や地区担当者会議などを通じ他機関と連携、協働して、対象者世帯の課題を解決することに取り組めます。

### 市が取り組むこと

- ① 地域ケア会議やにも包括ワーキングチームなどのネットワーク、場・機会を積極的に活用し、多分野の専門職の相互理解や顔の見える関係づくりを支援します。
- ② 関係機関・団体と連携し、福祉専門職のスキルアップやモチベーション向上につながる取り組み、メンタルヘルス対策などに取り組めます。
- ③ 国や奈良県、関係機関等と連携し、福祉事業所等の業務の効率化や生産性の向上、人材育成・定着や確保などに向けた取り組みを支援します。
- ④ 福祉教育等を通じて、多くの市民が福祉に関する仕事などに興味・関心を持つ機会づくりに取り組みます。また、関係機関と連携し、福祉専門職の求職者や復職希望者への情報提供等を進めます。
- ⑤ 介護従事者が働きやすい環境となるよう、各種ハラスメント防止に向けた普及・啓発に取り組めます。

## 基本施策3-3 生活基盤の整備

### めざす大和郡山の姿

- 市民一人ひとりの日常生活や社会参加など、地域での暮らしをしっかりと支える生活基盤が整備されています。

市民一人ひとりが安心して地域で暮らしていけるよう、日常生活や社会参加などを支える移動・交通環境、買い物などの生活環境を整備するとともに、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。

### 市民が取り組むこと

- ① 身近な地域で移動や買い物などの支援が必要な人がいたら、できる範囲で助けあいましょう。
- ② バリアフリーやユニバーサルデザインなどについて理解・認識を深めましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ① 地区社協を中心とした「大和郡山モデル」の実践などを通じて、移動支援、移動手段の確保、買い物支援など生活環境に関する課題について、解決策を検討し、既存の活動の拡充や新たな活動の創出などを通じて、具体的な取り組みを推進しましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ① 地区社協を中心とした「大和郡山モデル」の実践を通じた移動支援や買い物支援などに関する取り組みを支援します。
- ② 誰もが円滑に移動することができ、社会参加できるよう、市が実施するハード面のバリアフリー化と並行して、差別や偏見など、日常生活の中に存在する心理的な障壁（バリア）をなくしていく「心のバリアフリー」に関する意識づくりに取り組みます。

### 市が取り組むこと

- ① コミュニティバスの運行や、交通事業者との連携による鉄道・バス交通の利便性の向上を図ることで、公共交通環境の整備・充実に取り組みます。
- ② 地域や企業・事業者等と連携し、移動支援や買い物支援などの取り組みを支援、促進します。  
《コラム 3-3-1 参照》
- ③ 地域だけでは、また、福祉分野だけでは解決が難しい移動支援や買い物支援などに関する地域課題に対応していくため、既存の活動主体と、テーマ型組織（NPO、ボランティア、市民活動団体等）や事業者、地域外の主体などの連携・協働をコーディネートする機能の構築・強化を図ります。
- ④ すべての市民が安全に安心して自立した日常生活を営むとともに、自らの意思で自由に行動し、広く社会に参加することができるよう、公共施設や道路について、バリアフリー・ユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進します。

### コラム 3-3-1 公民連携による買い物支援

立地適正化計画を策定し、居住や生活利便施設等がまとまって立地し、公共交通により円滑に移動できる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりをめざしています。

しかし、居住誘導区域を含む既成市街地にあっては、公共交通空白地が存在しており、対策として福祉施策と連携し、相互に補完するための施策に取り組んでいく必要があるため公共交通空白地における買い物支援策として、市・民間事業者・自治会が相互に連携し、地域の広場や公園、公民館などの公共的な空間を利用し、移動販売を行っています。



移動販売の様子

#### めざす大和郡山の姿

- 庁内の分野横断型の連携体制および市と市社協の連携体制の構築・強化、市・市社協の人材育成などにより、地域福祉のマネジメント機能が強化されています。

地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を通じた庁内・社協内での分野横断型の連携体制の構築・強化に取り組みます。また、行政職員と市社協職員の地域福祉に関する意識・資質、専門性の向上に向けた取り組みを進めます。

#### 市社協が取り組むこと

- ① 重層的支援体制整備事業を通じて、市社協が今まで進めてきた「地域づくり」において培った各地区社協とのつながりをさらに深め、市の部署や関係機関、民間事業所などにも共有し、「多機関協働」の体制づくりに取り組みます。
- ② 市社協職員の地域福祉の推進に向けた専門的な知見を深めるとともに、住民に寄り添い、地域の多様な主体と連携・協働して地域づくりに取り組むことができる人材を育成します。

#### 市が取り組むこと

- ① 重層的支援体制整備事業を通じて、複合化、複雑化した課題に対応していくため、分野・組織を超えた庁内連携体制づくりに取り組みます。
- ② 市職員の地域福祉の推進に向けた専門的な知見を深めるとともに、分野・組織を超えて連携し、包括的な支援ができる人材、また、住民に寄り添い、地域の多様な主体と連携・協働して地域づくりに取り組むことができる人材を育成します。